

森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業  
実施する上で注意いただきたい事項について

活動組織は、交付金事業を実施する際に、この交付金にかかる法、令、要綱、要領に従うことが義務づけられています。要綱・要領上で特に注意していただきたい部分を以下に記載します。（要綱・要領全般についても十分にご確認ください）

事業を行うにあたっては、十分に注意して活動を実施して下さるようお願いいたします。

(1) 活動組織は、交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため消費税相当額を含めて申請した各事業主体について、次の条件に従わなければならないこと。

- ① 活動組織は、事業の実績報告を行うに当たって、地域協議会について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを交付金から減額して報告しなければならない。
- ② 活動組織は、実績報告の提出後に消費税の申告により上記の事業主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記①により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第5号により速やかに地域協議会に報告するとともに、地域協議会の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、活動組織は、上記の事業主体について当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、地域協議会の指示に従い、その状況等について同様式により地域協議会に報告しなければならない。

(2) 交付対象経費（交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らな

ければならない。

取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- (3) 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、交付規則第5条により定める処分制限期間（以下単に「処分制限期間」という。）とする。

交付事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣等の承認を受けなければならない。

第17第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

- (4) 交付事業者は、交付事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

交付事業者は、前項の収入及び支出について、交付規則第3条第4号に基づき、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに交付事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

交付事業者は、取得財産等においては、前項の規定にかかわらず、当該取得財産等の処分制限期間中、前項に規定する帳簿等に加え別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。